

次に、はたともこ君。

○はたともこ君 繰上げ当選になりまして、委員会での初めての質問でございます。委員長を始め皆様、今日はどうぞよろしく願いいたします。

まず、新型インフルエンザについて中川大臣に伺いたいと思います。

最初に、確認をさせていただきたいと思います。新型インフルエンザ等特別措置法案は三月九日に国会に提出をされ、いずれ法案審査が行われますので、詳しくはそのときに質問させていただきたいと思いますが、私は、民主党の内閣部門会議のこの法案の担当者として、法案の中に国立感染症研究所の田代真人先生が指摘、提言されていた事前対応として、新型インフルエンザの出現予測、緊急対応のための野鳥、家禽、豚のインフルエンザ監視体制が必要の項目を入れるべきであると申しました。

この点について、担当者の方から法案第六条二項、政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとするの二のイ、新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集がそれに当たるとの説明を受けましたが、それでよろしいでしょうか。まず、確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(田河慶太君) お答えいたします。

御指摘の点は、新型インフルエンザ対策におきまして重要であると考えております。法案の検討過程におきましても、私どもも田代先生を含め多くの専門家の方々と意見交換をさせていただきました。その際も、御指摘の家禽、野鳥などのインフルエンザの発生状況の情報収集の重要性についても御指摘いただいたところでございます。

そうしたことを踏まえまして、法案の、先ほど御指摘の第六条第二項第二号イの規定を置いているところでございます。

○はたともこ君 中川大臣、このように国立感染症研究所の田代真人先生が提言された新型インフルエンザ対策の事前対応として、新型インフルエンザの出現予測、緊急対応のための野鳥、家禽、豚のインフルエンザ監視体制が必要、さらに農水省、環境省、厚労省、文科省等の連携が不可欠ということを、法律、政令、政府行動計画、都道府県行動計画、市区町村行動計画、各種ガイドライン等で実現していただきたいと思いますが、大臣の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(中川正春君) 田代先生には非常に貴重な御指摘をいただいて感謝をしたいと思いますし、そういうことを受けて、先ほど答弁でありましたように、法律の中にもこれをやっていくということを決めていきます。同時に、それに基づいて新たな政府行動計画指針というのが出てくる、出すんですけれども、その中でしっかり具体的に盛り込んでいくということで、一つ一つ確かなものを作っていくというふうに思います。

○はたともこ君 是非よろしく願いいたします。

では、次に、古川大臣にエネルギー問題、電力問題について伺いたいと思います。

昨年十月二十五日の衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会で、全ての原発が停止した場合でも夏に電力不足も料金値上げも起こさせないことが政府の方針であるとの玄葉大臣の発言に対して、古川大臣も「私も同様の認識を持っております。」と答弁されました。その御認識は今もお変わりはしないか、お伺いをいたします。

○国務大臣(古川元久君) 基本的にそうした方針の下に今まで検討をしているところでございます。

電力需給対策につきましては、原子力発電所の停止が広範囲に生じた場合でも、これはピーク時の電力不足を回避することがこれは政府の責任だというふうに認識をいたしております。特に、ピーク電力の不足になりますと、これ企業立地とか設備投資にも大きな支障となりますので、これを起こさないように最大限努力をしていきたいというふうに思っております。

その上で、昨年十一月に、エネルギー・環境会議においてエネルギー需給安定行動計画というものを取りまとめました。そこでは、**予算措置や規制・制度改革などあらゆる政策を総動員してエネルギー需給の安定に万全を期す**ということになっておりまして、その中では、今御指摘があったように、エネルギーの安定供給と、コスト上昇を最大限とにかく抑制をしていくということで従来からやっておりますので、それをできるだけ実現できるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○はたともこ君 良い答弁ありがとうございます。是非、前向きによろしく願います。

少なくとも、全原発が停止し、原発ゼロになったとしても今年の夏に電力不足は起こさないことが政府の方針であるということは、もうそれでよろしいでしょうか。

○国務大臣(古川元久君) 起こさないように努力はしていきたいと思っています。

ただし、これは相当皆さんにいろいろなお願いもしていかなきゃいけないところも出てくるかもしれません。厳しいところがあるかもしれませんが、また、場合によっては、これはコストが掛かる分を御負担をお願いするというところもあるかもしれません。しかし、そこは、先ほどから申し上げておりますように、安定供給と、そしてコスト上昇を最大限抑制をすると、そういう中でやっていくように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○はたともこ君 次に、経産省に伺います。

先日、世田谷区の保坂展人区長が、四月から東京電力の企業、法人向け料金値上げは断ることができると発言されました。連日報道されておりますが、これは本当にそうなのか。企業、法人の皆さんは混乱されていると思います。一体どうすればよいのか。今日は、午前中、岡田先生からも別の角度から触れられていらっしゃいましたけれども、経産省としての御見解をお示ください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 東京電力は自由化分野の料金につきまして四月以降一七%の値上げを行うという発表をいたしております。これは自由化分野でありまして、基本的には相対の交渉で値段が決まるものでございます。通常、一年間の契約でございます。四月から始まる契約もあれば、ほかの月から始まる契約もあります。この契約の間は、元々契約で決めた料金で東京電力から電気を受け取るという契約であります。

ところが、二月の初めに東京電力が配付した文書の中で、現在の御契約期間にかかわらず、四月一日以降は新しい電気料金とすることを求めるというような記述がありまして、それに御了承いただけない場合にのみ東京電力に連絡をするように求めていたという経緯があります。したがって、御連絡をされないお客様は契約のいかにかわらず四月から上がるというような誤解を与えていたということが今回の問題であろうかと思っております。

結論から申し上げますと、その一年間の契約の期間が終わるまでの間は従来の契約でいこうということで選ばれば、それでいけるというふうに考えております。少なくとも、どういう契約になっているか、それから、それぞれその料金値上げを受け入れるかどうかについて、個々のお客様が東京電力からの説明をきちっと聞いていただいて、それぞれに御判断をいただくということが基本になるかと思っております。

○はたともこ君 企業、法人の皆さんは、できればPPS、新電力に切り替えたい方がたくさんいらっしゃると思います。しかし、PPS、新電力は供給力が不足しているとも言われています。PPS、新電力の供給力を増やすことは政府の方針だと思いますが、どうやって、いつまでに、どのくらい増やしていくのか。五十キロワットの枠を取り払って電力自由化を更に進めることも含めて、経産省にお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 五十キロワット以上の契約電力量の皆様はもう既に自由化をされているわけですが、事実上PPS、これ最近、新電力と言っておりますけれども、新電力から電気を買うことができないと。自由化分野と言いながら、実質、東電から

しか買えない、自由化になってないじゃないかというお叱りをちょうだいしております。

私どももその問題は非常に深刻に認識をしております。現在、電力システム改革専門委員会という委員会を総合エネルギー調査会の下に設けまして、電力システムの在り方全体についていろいろと議論をしているところでございます。

それで、自由化範囲の拡大について御質問がありましたけれども、今のような状況で、本当に自由化範囲を拡大するだけで本当の実質的な自由化が広がるのかどうか。他方で、ユーザーの皆様からしますと、自由化の選択ができるようなシステムにしてほしいと、自分で使う電気は自分で選びたいと、そういう声が特に震災後強まっているとも認識をしております。そのためには、やはり供給の多様化をし、それから発電事業者の間の競争の促進をやっていかないとはいけません。それをどうやって進めていくか、これはもう全体が非常に複雑に絡み合う話でありますので、そのシステム全体としても白地から見直すということで、この夏ごろまでに一定の方向を得るべく検討をしておるところでございます。

○はたともこ君 東京電力の料金値上げ問題については、皆さん大変お怒りだと思います。

伝えられているように、仮に政府が東京電力の議決権の過半数あるいは三分の二以上を確保した場合、法人も家庭用も料金値上げなどはすべきではないと思いますが、古川大臣、この点についていかがお考えでしょうか。

○国務大臣(古川元久君) 東京電力の経営権等につきましては、現在、東電と原子力損害賠償機構が総合特別事業計画の策定を行っているところでありまして、今後、経済産業大臣の認定が行われるものというふうに承知をいたしております。

したがって、現時点でその内容について申し上げられることはございませんが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、政府としては、ピーク時の電力不足等、コスト上昇の抑制を目指した取組を進めていくと。そのことは東電についてもこれは当てはまるものというふうに考えております。

○はたともこ君 次に、関西電力の電力不足問題について伺います。

お手元に資料をお配りさせていただいておりますけれども、二ページを見ていただきたいのですが、関西電力が三月二日に公表した三月十二日から三月十六日までの需給見通しでは、供給力は二千二百四十八万キロワットで、二百一十一万キロワット、八・六%の不足となっておりますが、次の三ページを見ていただきますと、三月十五日の実績値の供給力は二千六百五十八万キロワット、四百五十三万キロワット、二〇・五%の余裕が実際にはありました。見通しと実績で、供給力に四百十萬キロワット、余裕度でマイナス八・六%からプラス二〇・五%、差引き二九・一%もの差があるのは、幾ら何でもおかしいのでは 아닙니까。見通しの数字は、電力不足を誇張してPRするためにわざと低く見積もった虚偽、まやかしの数字だと私には見えますが、経済産業省、いかがでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 三月二日に公表した数字と実績値が乖離した理由は、大きく分けて三つございます。

第一が、揚水発電の発電能力であります。揚水発電といいますのは、主に夜間の電力、これは夜間の電力を使って水を高いところに揚げて、それを落として発電をするというのですが、これが夜間の電力が十分にございませんと十分な量の水を揚げられないということがございます。したがって、三月二日の段階では、その揚水発電の能力を堅めに見た数字を出したというのが一つの原因であります。

それから二つ目が、もう一つの水力であります。これは一般の水力であります。これはまさに水の量に左右をされます。水が多いといっぱい発電できますが、渇水になりますと発電ができません。そういうことで、渇水を想定した堅めの評価を三月二日の段階では出したというのが二つ目の理由であります。

三つ目が他社受電というところでありまして、これはほかの電力会社からの融通を受

ける電力なんですけれども、ほかの電力会社は、自ら供給する範囲において十分な余裕がないと関西電力に融通ができない状況にあります。その見通しが固まるのがやはり実際の当日の直前になってしまうということで、その他社受電の電力量が直前にならないと固まらない、この三つが大きな理由であります。

いづれにしても、御指摘のような、まやかしではないか、わざと低くしているんじゃないかと、そういうふうな誤解を招きかねないということは重々承知をしておりますので、今年の夏に向けて分かりやすい情報提供、丁寧な情報提供に努めていきたいと思っております。

○はたともこ君 もう一つ、三ページを見ていただきたいのですが、二月二十九日の供給力実績を見ていただきますと、二千七百三十六万キロワットです。エネルギー・環境会議が昨年十一月一日に公表した今年の夏の需給見通し、四ページになりますけれども、掲載されております昨年夏のピーク需要は二千七百八十四万キロワットです。資料は、来夏となっているのは今夏の需給見通しで、資料の左の下の今夏ピーク実績というのが昨年夏のピーク実績です。

二月二十九日の供給力実績二千七百三十六万キロワットからすると、あと四十八万キロワットで昨年夏のピーク需要を満たすことができるということになるわけです。中部電力や中国電力等からの融通や揚水、自家発の更なる活用等で、関西電力はこの夏、原発ゼロでも十二分に乗り切れるのではないかと私には思えるのですが、経産省、いかがでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) この冬の供給力でございますが、先ほど申し上げましたように、まず揚水発電は十分な量が上に揚げられたということ、それから、水力については比較的取水状況に恵まれました。それから、他社の受電についても、ほかの電力会社から受電を受けられたということがあります。それが、今年の夏、同じような状況ができるかどうかという不確定性が一つございます。

それから、もう一つ供給面のあれとしまして、ちょうどその数字が一致すればいいということではありませんで、電力の場合、幾つかの予備率といいますか、予備の電源を持っていないと不測の事態に対応できないということがございます。通常、全体の能力の三%から望ましくは八%と言われております。

例えばどういうことかといいますと、関西電力の場合、火力発電所の一番大きなものが九十万キロワットであります。これが急に停止をしますと、九十万キロワットが急に足りなくなるということでもあります。それから、六十万キロワットのもものが十五基余りあります。これが止まったときのことも想定して、やっぱり何らかの余裕を持っていなきゃいけないということがあります。

それから、次に需要面でありますけれども、需要面については、大体、夏一度ぐらい上昇するにつれて大体七十から八十万キロワットぐらい需要が上がるというのが過去の経験でありまして、この辺り、気温がどうなるかということで、一度当たりそれぐらいの変動があり得る、それも踏まえて一定の余裕を考えておかないといけないのではないかと、そんな論点があろうかと思えます。

いづれにしても、今年の夏どのような需給になるのかということ、今年の冬の、すなわち関西電力の一〇%節電はあしたまでであります、その結果を検証しながら、それからまた供給力が一体どれだけ積み増せるのか、その辺りも数値を見ながら、この春に電力需給の見通しをきちっとレビューをした上で、どういう対策を取るかということを取りまとめをいたしていきたいと思っております。

○はたともこ君 さて私は、原子力に代わるベースロード電源として天然ガスコンバインドサイクル発電が最も優れていると思いますが、経産省、この夏までに策定されるエネルギー基本計画で、LNG・MACC、すなわち最新型天然ガスコンバインドサイクル発電はベースロード電源としてきちんと位置付けられるということによろしいでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) エネルギーミックスの在り方については、まさに総合資

源エネルギー調査会の議論を進行中でありまして、これを受けてエネルギー・環境会議で最終的に取りまとめをいただくこととなります。そういう意味で、結論を、ちょっと予断を、先取りをすることはできませんけれども、原子力が停止をしている中で火力発電の重要性は高まっておりますし、その中でも特にLNGは火力発電の中でもCO2の排出量が少ない重要な電源であります。

御質問ありましたMACCは、燃焼ガスの温度を非常に高めて熱効率五二%を実現するという非常に最新鋭のものでありまして、こういう電源を活用していくということは非常に重要になることは間違いないと考えております。

○はたともこ君 そして、そのLNG・MACCを最重要ベースロード電源として、さらに石炭のUSC、ウルトラスーパークリティカル、さらにアドバンストUSC、そして将来のIGCC、石炭ガス化コンバインドサイクル発電を新たなベースロード電源とすべきだと思いますが、経産省、御見解を伺います。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 石炭火力の場合、CO2の排出原単位がLNGよりもやっぱり高うございますので、その辺りをどう考えるかということの論点はあろうかと思いますが、石炭火力の中で高効率の石炭火力技術というのは非常に今後大事であると思います。

御指摘のアドバンストUSC、IGCC、こういった技術については現在予算措置で技術開発の支援も行っておりますが、こういう電源の活用も含めて、この夏を目途に新しいエネルギー基本計画を策定し、エネルギー・環境会議の取りまとめに反映をしてみたいと考えております。

○はたともこ君 では次に、環境省に伺います。

現在、震災復旧のための東京電力、東北電力の発電所については環境アセスメントの適用除外となっているようですが、全ての電力会社の既存設備からより環境影響の少ない先進設備へのリプレースについても環境アセスメントの適用除外とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(白石順一君) 今御指摘のありました適用除外、環境アセスメント法の第五十二条二項の点だと思います。

これは、災害対策基本法に基づきます災害復旧の事業につきましてはアセスメントの適用除外ということになっております。これは、被災地域にお住まいの方々あるいは企業等が通常の社会生活に復帰するために緊急に行う必要のあります原状回復の事業ということでございますので、これはアセスメント手続を義務付けることが適当でないということで運用をしておりますけれども、これはリプレースであることを理由にしたものではございません。

一方、今御指摘のありましたように、リプレースというものは、環境アセスメントはそもそも、土地の改変その他で環境に与える影響が著しいものがどれぐらいの影響を緩和したり回避したりすることができるかということを調べるための手続でございますけれども、リプレース事業については一般的には土地の改変等による環境影響が限定的であり、また、今御指摘の中にもありましたように、温室効果ガスの問題、あるいは大気汚染物質による環境負荷の観点でも低減が図られる傾向がございますものですから、これについては例えば評価項目を絞り込むとか調査を簡素化するとか、あるいは電力でございますので経済産業大臣と環境大臣がいろいろな意見を申し述べたりするのに百日とかいろいろな日数がございましてけれども、そういうのを短縮したりというふうな運用上の工夫によって、アセスメント自体は行いますけれども、その手続の迅速化ということも図らせていただきたいということで、今経済産業省ともお話をしているところでございます。

○はたともこ君 古川大臣、今お聞きいただきましたように、LNG・MACC、また石炭のUSC、ウルトラ・スーパークリティカル、超超臨界圧石炭火力発電、そしてそのアドバンストUSC、さらにはIGCC、石炭ガス化コンバインドサイクル発電など、日本の先端

的発電設備、技術、ノウハウを世界中に展開していくことを日本の国家戦略とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**国務大臣(古川元久君)** 御指摘にございましたように先端技術、これを国際的に展開をしていく、そのことによって我が国の経済発展と国際的な課題解決に貢献していこうと、まさにこれは国家戦略として今までも取り組んできております。

具体的には、平成二十二年九月から現在まで十三回にわたりまして、パッケージ型インフラ海外展開大臣会合を開催してまいりました。そして平成二十三年一月二十一日には、議員御指摘の石炭火力発電分野をテーマに大臣会合を開催をいたしました。その成果といたしまして、インドネシアのジャワ島におけます石炭火力発電プロジェクトにつきまして日本企業グループが優先交渉権を獲得し、昨年十月には長期売電契約の締結に至っております。

そういった意味では、今後とも、こうした先端技術を海外に展開していくように努力をしていきたいと思っておりますが、ただ一方で、これは相手方のニーズもありまして、例えば海外の特に途上国なんか見ますと、中国とかなんかが、もっと安くて、レベルは低けれども安いものとなると、なかなか途上国になると、そんな最先端で高いのよりもレベルが低くてもいいから安いのがいいという、そういうようなところもあつたりします。そういった意味では日本の技術をどうやって、やっぱり先端技術でやっていくことが、これがその国のためにも環境のためにもためになるかという様々な視点からこれも売り込みをやっていかなきゃいけないというふうに考えておりますけれども。

いずれにしても、今委員から御指摘にあつたような日本の先端技術、これはしっかり海外にも展開をしていく、そのことが日本にとっての経済成長にもつながりますし、それが世界の環境問題の解決にもつながっていく問題でありますので、積極的に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○**はたともこ君** 次に、漢方、漢方薬について伺いたいと思います。

昨日、古川大臣にもお渡しいただくようお願いいたしましたのですが、この本なんですけれども、慶応大学病院漢方医学センター副センター長で慶応大学医学部准教授の渡辺賢治先生がこの度、「日本人が知らない漢方の力」という本を書かれました。この本の帯には、漢方は中国ではなく日本独自の伝統医学である。世界が注目しているのになぜ日本は見捨てようとするのか。裏には、日本の医師の九割は漢方薬を併用している。新型インフルエンザに効く麻黄湯、大腸がんの手術後の腸閉塞予防に効く大建中湯、ひどいアトピーを治した桂枝加黄耆湯、更年期障害によく使用される桂枝茯苓丸、認知症に効果が見られる釣藤散などと書かれていますが、まず、厚生労働省に伺いますが、新型インフルエンザに麻黄湯が効くということについての御見解をお示ください。

○**政府参考人(平山佳伸君)** お答えします。

麻黄湯につきましては、初期のインフルエンザにおける悪寒、発熱等の諸症状に対しまして効能を有する製剤が薬事承認されております。今後発生する新型インフルエンザにつきましては、病原性等が未知ではありますが、新型インフルエンザが発生した際には適切な診断の下で処方なされ、初期のインフルエンザの諸症状に対して有効であることが期待されております。

以上です。

○**はたともこ君** 慶応病院では、大腸がんの手術後には大建中湯という漢方薬が必ず処方されるそうです。術後の腸管の癒着を抑制し、腸閉塞を予防して、入院期間を短縮することが明らかになっているからです。

また、アトピー、更年期障害、認知症など、皮膚科、婦人科、内科などでも漢方薬は広く処方されていると思いますが、厚生労働省の認識を伺いたいと思います。

○**政府参考人(篠田幸昌君)** お答えを申し上げます。

漢方薬が医療現場で使われているその程度ということでございますけれども、例えば